

# 近江八幡市教育長交際費の公開に関する要綱

平成23年10月31日 教委告示第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市政公開の原則に基づき行政運営の一層の透明性を図り、市民の市政に対する理解と信頼を深めるため、近江八幡市教育長交際費（以下「交際費」という。）の支出に係る情報の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平27教委告示17・一部改正)

(公開内容)

第2条 公開する交際費の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項各号に定めるもののうち、近江八幡市情報公開条例（平成22年近江八幡市条例第14号）第7条の規定に該当する場合は、公開しないものとする。

(公開の時期)

第3条 交際費の公開は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに公開するものとする。

(公開の方法)

第4条 交際費の公開の方法は、別記様式により近江八幡市ホームページに掲載して公開するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

付 則（平成27年教委告示第17号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。